

独立行政法人北方領土問題対策協会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成30年6月4日

独立行政法人北方領土問題対策協会

地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定。）が定められ、当該計画において、政府実行計画に準じて、独立行政法人等はその特性に応じ、その事務及び事業に関し温室効果ガスの削減等のため実行すべき計画を策定すること及びそれに基づく率先した取組を実施することが期待されていることを踏まえ、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「北対協」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

1. 目的

北対協が行う事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を行うことにより、政府による地球温暖化対策の推進に資することを目的とする。

2. 対象となる事務及び事業

本計画は、東京事務所、札幌事務所及び北方館が行う全ての事務及び事業を対象とする。

3. 対象期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの期間を対象とし、その実施状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

4. 目標

東京事務所及び札幌事務所における平成25年度（地球温暖化対策計画における基準年度）の温室効果ガスの排出量を基準とし、平成30年度から平成34年度までの各年度において、それを上回ることがないように努める。（北方館については、寒冷地にあるため、凍結にともなう施設・資料壊損の防止、職員の健康保全の観点から、温室効果ガス排出量数値目標を定め難い。）

5. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達を適切に実施するとともに、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ以下の措置を進める。

(1) 公共交通機関の利用の推進等

- ① 業務時の移動においては、可能な限り鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ② タクシー券を適切に管理し、不要不急のタクシー利用を抑制する。

(2) エネルギー消費効率の高い機器の導入

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具の購入に当たっては、LED照明の導入など、エネルギー消費のより少ないものを選択する。

(3) 用紙類の使用量の削減

- ① 会議用資料等の作成に当たっては、極力簡素なものとする。
- ② 印刷やコピー枚数は必要最小限とする。
- ③ 内部で使用する各種資料をはじめ、会議等で使用する資料等についても特段支障のない限り、両面コピーとする。
- ④ 不用となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、情報の漏洩に留意のうえ、メモ用紙等に再利用する。
- ⑤ 電子メール、LAN及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディアを極力活用する。

(4) 再生紙などの再生品や木材の活用

ア 再生紙の使用等

コピー用紙、けい紙、トイレットペーパー等及び印刷物については、極力再生紙を使用する。

イ 木材、再生品等の活用

文具類、機器類、作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

(5) ハイドロフルオロカーボン（代替フロン）の代替物質を使用した製品等の購入・使用等の促進

- ① 冷蔵庫及び空調機器の購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品等地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。また、フロン類を使用した機器の廃棄に当たっては、フロン類が確実に回収されるよう適切な発注を行う。
- ② エアゾール（スプレー）製品を使用する場合には、HFC等のフロンを使用した製品を極力使用しないようにする。

(6) その他

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、事前に製品等の仕様等の確認を行う。
- ② 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再利用を図る。
- ③ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用する。
- ④ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ⑤ レジ袋をはじめ、物品の購入時には不用包装を断る。また、簡略に包装された商品を選択する。

6. 冷暖房の適正な温度管理

冷暖房温度の適正管理を徹底する。

7. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

- ① 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるような適正な服装、いわゆる「ウォーム・ビズ」を励行する。
- ② 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止など冷暖房効果が上がる方策を徹底する。
- ③ 残業の削減、定時退庁の促進、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ④ 昼休み等長時間パソコンを使用しない場合の電源オフ又はふた閉めを徹底する。

(2) ごみの分別

- ① ごみの分別回収ボックスを事務所・館内に適切に配置する。
- ② 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して裏紙使用・分別回収する。

(3) 廃棄物の減量

- ① 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ② コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収を進め、再使用に積極的に推進する。
- ③ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。

(4) 北対協主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

イベント等の主催に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化や参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減並びにごみの分別やごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化並びにパンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。

また、他の団体等が主催するイベントの後援等に当たっても、これらの取組を行うよう主催者に促す。

8. 職員に対する情報提供等

- ① 職員に対し、環境に配慮した行動を啓発する。
- ② 地球温暖化等の環境対策に関する研修会等に参加する機会があれば、積極的に職員を派遣する。

9. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施状況については、適宜、自主的に点検を行うとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。

10. 温室効果ガス削減計画

			平成 25 年度	目 標 (平成 30~34 年度)
東京 事務所	電気	kg-CO2	12,323	左記の数値を 上回らないよ うにする
	電気使用量	kWh	23,473	
	電気の排出係数	kg -CO2/kWh	0.525	
札幌 事務所	電気	kg -CO2	8,856	
	電気使用量	kWh	12,872	
	電気の排出係数	kg -CO2/kWh	0.688	
合 計		kg -CO2/年	21,179	

(参考) 平成25年度の欄は、地球温暖化対策計画における基準年度。